

大阪市規則第87号

大阪市市長直轄組織事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市市長直轄組織事務分掌規則（平成24年大阪市規則第19号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(副首都推進局の事務分掌) 第8条 副首都推進局の事務分掌は、次のとおりとする。 〔(1) 略〕 (2) <u>副首都化（大都市制度を含む。以下同じ。）に係る企画及び立案並びに推進並びにその総合調整に関すること</u> 〔(3) 略〕 別表第1（第2条、第5条関係） 〔表 別紙2 挿入〕	(副首都推進局の事務分掌) 第8条 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) <u>副首都化に係る企画及び立案並びに推進並びにその総合調整に関すること</u> 〔(3) 同左〕 別表第1（第2条、第5条関係） 〔表 別紙1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

[別表第1 別紙1]

所属名	名称	人員	所管事務
副首都推進局	理事	1名	本市及び大阪府における一体的な行政運営に係る調査、企画及び総合調整並びに公立大学法人大阪に関すること
	理事	1	副首都化の <u>戦略・ビジョン</u> に係る調査、企画及び総合調整に関すること
	理事	2	副首都にふさわしい行政体制に係る調査、企画及び総合調整に関すること
	[同左]	[同左]	[同左]
[同左]			

[別表第1 別紙2]

所属名	名称	人員	所管事務
副首都推進局	理事	1名	副首都化並びに本市及び大阪府における一体的な行政運営に係る調査、企画及び総合調整並びに公立大学法人大阪に関すること
	理事	1	副首都化並びに本市及び大阪府における一体的な行政運営に係る調査、企画及び総合調整に関すること
	理事	2	副首都化に係る調査、企画及び総合調整に関すること
	[略]	[略]	[略]
[略]			

(令和8年6月3日揭示済)